

# 日本国杏林大学と中華人民共和国大連外国語学院との

## 学部学生の編入学に関する実施細則

日本国杏林大学と中華人民共和国大連外国語学院（以下「両大学」という。）は、2008年11月20日に調印された友好校締結に関する学術交流協定に基づき、杏林大学へ大連外国語学院からの学部2年次修了生の受け入れについて、次のとおり合意するものとする。

### 1. 募集人員

2010年9月大連外国語学院入学（2013年4月杏林大学編入学）以降、毎年若干名程度

### 2. 募集学部・学科

杏林大学外国語学部 中国語学科（日中通訳・翻訳プログラム）

### 3. 修業年限

4年

内訳：前半 大連外国語学院 2年間

後半 杏林大学 2年間（編入学方式）

（但し、杏林大学において、4年を超えて在学することはできない。また、途中で転学することとは認めない。）

### 4. 入学時期

大連外国語学院 9月

杏林大学 4月

### 5. 杏林大学入学年次

3年次（編入学方式）

### 6. 出願期間・試験日・試験地・合格発表日

原則として次のとおりとする

- |         |         |
|---------|---------|
| ① 出願期間  | 11月中旬   |
| ② 試験日   | 12月中旬   |
| ③ 試験地   | 大連外国語学院 |
| ④ 合格発表日 | 12月中旬   |

### 7. 出願資格

以下の（1）と（2）の両方の要件を満たす者

（1）在外協定校の所在する国の国籍を有する者で、当該国において通常の学校教育課程12年以上を修め、協定大学本科において2年修了し、協定大学が推薦する者。

（2）国際交流基金（財団法人日本国際教育支援協会）が実施する日本語能力試験においてN1（1級）に合格している者。もしくは日本語能力試験N1（1級）合格に相当する日本語能力を有する者。

## 8. 出願書類

- ① 入学志願票
- ② 杏林大学受験調書（外国人留学生用）
- ③ 卒業（または卒業見込み）証明書あるいは在学期間証明書
- ④ 成績証明書
- ⑤ 協定校制推薦書
- ⑥ 日本語能力試験N1（1級）合格または日本語能力試験N1（1級）に相当していることを証明する書類
- ⑦ 健康診断書

## 9. 選考方法

- ① 1年次（大連外国語学院入学時）  
中華人民共和国教育部において定める選考方法
- ② 3年次（杏林大学編入時）  
杏林大学が実施する編入学試験の成績（選考対象は日本語能力試験N1（1級）合格者もしくははそれと同等と認められる語学力を有する者）、大連外国語学院課程での成績並びに面接（本人及び保証人に対するもので、成績・人物に問題がなく、経済的に日本での就学に支障がないと認められる者を選抜する。）

## 10. 両大学における履修方法及び成績評価

両大学が定める履修方法及び成績評価は履修規程に準じるものとする。

## 11. 杏林大学における学位授与

外国語学部中国語学科（日中通訳翻訳プログラム）学士（中国語コミュニケーション学）

## 12. 杏林大学における学納金

入学金 250,000円

授業料（年額）720,000円（ほか施設・設備費200,000円）

その他 保険料、杏会費等

（注：学納金は来日後、所定の期日までに支払わなければならない。学納金納入後に入学を辞退する場合は、所定の期日までに申し出があれば入学金を除く既納付金を返還するが、所定の期日を過ぎた場合は理由の如何にかかわらず返還しない。）

## 13. 杏林大学における勉学・生活・進路などに対する支援

杏林大学は学生に学内外の奨学金・生活・進路などに関する情報を提供し、学生が円滑に学業を遂行できるように積極的に支援する。

## 14. 日本国在留資格認定証明書の申請

### （1）資料提出時期

杏林大学が指定した日までに入学及び入国に関する資料を提出するものとする。

杏林大学が指定した日時までに「在留資格認定証明書」申請資料の提出がない場合は、入学意思がないものとみなす。

杏林大学は最善の努力をし、「在留資格認定証明書」の申請をする。ただし、留学生個人の理由により「在留資格認定証明書」が交付されなかった場合は、杏林大学はその責任を負わない。

15. 出国のための中華人民共和国旅券及び日本国入国ビザ申請

杏林大学が郵送した「入学許可書」・「在留資格認定証明書」を持って中華人民共和国関係機関においてパスポートを申請し、日本国駐中華人民共和国の大使館又は総領事館で日本入国ビザを申請する。

旅券、ビザ申請などの関係で、入学が遅れる場合に発生する問題については、杏林大学は一切責任を負わない。

留学生個人の理由により入学が遅れた場合、杏林大学は一切責任を負わない。

また、特別な事情で入学が不可能になった場合、交付された「在留資格認定証明書」を杏林大学に返却しなければならない。

16. 細則の改定及び修正

この細則の内容は、両大学の合意のもとに、改定及び修正できるものとする。

17. 細則の発効及び修正

この細則は、両大学の責任者の署名により、発効するものとする。

この細則は、大連外国語学院において、2013年3月以降の2年次修了生に適用するものとし、杏林大学において、2013年4月以降の3年次編入学出願資格を有する者から適用するものとする。

この細則は、上記当該学生の在籍しなくなった年度をもって終了するものとする。

18. 細則の保持

この細則は、日本語及び中国語により各二通作成し、いずれも同等の効力を有する。

両大学が各一通を保持する。

杏 林 学 園  
理 事 長  
松 田 博 青

杏 林 大 学  
学 長  
跡 見 裕

大連外国語学院  
院 長  
孫 玉 華

松田博青

跡見裕

孫玉華

2012年 9 月 3 日

2012年 9 月 3 日

2012年 10 月 16 日